

ベトナム法令

商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）

（番号 63/2011/NĐ-CP）

（2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP による修正、補充を反映させている）

目次

第一章 総則	3
第 1 条 調整範囲	3
第 2 条 司法省の任務、権限	3
第 3 条 財政省の任務	4
第 4 条 司法局の任務、権限	4
第 5 条 書類提出の方式	4
第二章 仲裁センター、仲裁センターの支店の登録、活動終了、設立許可書、活動登録書の回収	5
第 6 条 仲裁センター、仲裁センターの支店、駐在事務所の名称	5
第 7 条 仲裁センターの定款	5
第 8 条 仲裁センターの活動登録	6
第 9 条 仲裁センターの支店	6
第 10 条 支店の活動登録	6
第 11 条 仲裁センターの設立許可書、活動登録書、支店の活動登録書の 内容変更	7
第 12 条 設立許可書、活動登録書の再発給	8
第 13 条 仲裁センターの駐在事務所	8
第 14 条 仲裁センターの外国で設立する支店、駐在事務所	9
第 15 条 仲裁センター、仲裁センターの支店の設立許可書、活動登録書 の回収	9
第 16 条 仲裁センターの定款に従った仲裁センター活動終了の手順、手 続	10
第 17 条 設立許可書が回収される場合の仲裁センター活動終了の手順、 手続	10
第 18 条 仲裁センターの支店、駐在事務所の活動終了	11
第 19 条 仲裁人名簿、商業仲裁の組織、活動に関する情報の公表、変更 の手順、手続	11

本稿は2020年5月4日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

第三章	ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立、登録、活動の終了、設立許可書、活動登録書の回収	12
第20条	外国仲裁組織の支店、駐在事務所の名称	12
第21条	ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書の発給	12
第22条	ベトナムにおける外国仲裁組織の支店の活動登録、駐在事務所設立の通知	13
第23条	ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書、活動登録書の内容変更	14
第24条	外国仲裁組織の支店の設立許可書、活動登録書、駐在事務所の設立許可書の回収	15
第25条	ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の活動終了	16
第四章	施行条項	17
第26条	仲裁廷の緊急暫定措置適用決定の施行	17
第27条	接続規定	17
第28条	施行効力	17

政府

ベトナム社会主義共和国

独立 - 自由 - 幸福

番号：63/2011/NĐ-CP

ハノイ 2011 年 7 月 28 日

商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定¹

(2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP による修正、補充を反映させている)

2001 年 12 月 25 日の政府組織法に基づき；
2010 年 6 月 17 日の商事仲裁法に基づき；
司法省は提議する

第一章 総則

第 1 条 調整範囲

この議定は、仲裁；仲裁センター、仲裁センターの支店の活動登録、活動終了の手続、設立許可書、活動登録書の回収手続；ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立、活動登録の手続、設立許可書、活動登録書回収の手続；仲裁廷の緊急暫定措置の適用決定の施行に関する国家管理について商業仲裁法の条項を詳細に規定し、施行の案内をする。

第 2 条 司法省の任務、権限

司法省は、仲裁に関する国家管理を実施する政府の前に責任を負い、以下の任務、権限を有する：

1. 仲裁の組織、活動に関する法規範文書を発行する政府、政府首相に対して、それら文書を作成して提出する；仲裁に関する各法規範文書の施行案内をする。
2. 仲裁センターの設立許可書を発給し、回収する；ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書を発給し、回収する；この議定の規定に従って仲裁センターの設立許可書の内容変更を承認する。

¹ 本稿は 2020 年 5 月 4 日時点での仮和訳である。目的はあくまで情報提供の範囲にとどまり、個別の事案への適用を予定していない。個別事案への適用により生じたいかなる損害について、仮和訳者及びその所属する法律事務所はいっさいの責任を負わない。

なお、本仮和訳では、*Nghị định* を原文に忠実に「議定」と訳しているが、「政令」と呼ばれることが少なくない。

3. 仲裁センターの定款を承認する。
4. ベトナムで活動する仲裁組織の仲裁人名簿を公表する；仲裁組織の設立、活動、活動終了に関する情報を公表する。
5. 仲裁に関する法令の案内、宣伝、普及を行う。
6. 仲裁に関する国際協力を実施する。
7. 仲裁業務の養成、増強を案内する。
8. 仲裁に関する法令違反を検査して処分を行う。
9. 法令の規定に従って仲裁に関する異議、告発を解決する。
10. 仲裁組織と関連する文書、書類の書式を発行して、統一的使用を案内する。

第3条 財政省の任務

財政省は、仲裁センターの許可書の発給、仲裁センターの許可書、活動登録書、仲裁センターの支店の活動登録書の内容変更の費用；外国仲裁組織の支店、駐在事務所の許可書の発給、許可書、活動登録書の内容変更の費用の收受、管理、使用に関して案内する。

第4条 司法局の任務、権限

司法局は以下の任務、権限を有する：

1. 仲裁センター、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店の活動登録、設立許可書の内容変更登録、活動登録書の回収；仲裁センターの支店の活動登録、活動登録書の回収を行う。
2. 仲裁センター、仲裁センターの支店、駐在事務所；ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所に関する情報更新を行う。
3. 仲裁センターの支店、駐在事務所；ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の活動登録、設立に関する情報を、国家管理機関、法令の規定に従って要請される機関、個人に対して提供する
4. 仲裁に関する法令の宣伝、普及を行う。
5. 仲裁組織、仲裁人に関する法令違反を、権限に従って、検査、処分する。
6. 仲裁に関する法令に従って仲裁活動と関連を有する異議、告発を解決する。
7. 仲裁センター；仲裁センターの支店、駐在事務所；ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所について、毎年定期的に、及び司法省、省、中央直轄市の人民委員会の突発的な要請がある場合に、報告を行う。
8. 法令の規定に従ったその他の任務、権限。

第5条 書類提出の方式

仲裁センター、仲裁センターの支店、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書、活動登録書の新規発給、再発給、内容変更を申請する書類、活動終了書類を申請する書類は、権限を有する国家機関に対して直接提出、又は郵便を通じて提出することができる。

第二章 仲裁センター、仲裁センターの支店の登録、活動終了、設立許可書、活動登録書の回収²

第6条 仲裁センター、仲裁センターの支店、駐在事務所の名称

1. 仲裁センターの名称は、ベトナム語で記載され、それは発起人が選択するが、“仲裁センター”という表現を含まなければならず、設立許可書の発給を既に受けている仲裁センター、その支店、駐在事務所の名称との重複、誤解を招くものであってはならず、民族の伝統的歴史、文化、道徳及び公序良俗に反してはならない。

仲裁センターが外国語の名称を有する場合は、その名称はベトナム語の名称から外国語の名称へ訳されたものでなければならず、ベトナムで活動する他の仲裁組織の名称との重複、誤解を招くものであってはならない。

2. 仲裁センターはシンボルをつくることができるが、それに国旗、党旗、国章、ベトナム社会主義共和国の領土、通貨の形状を、自らのシンボルとするために使用することはできない。
3. 仲裁センターの支店の名称は、“支店”という表現及び仲裁センターの名称を含まなければならない。
4. 仲裁センターの駐在事務所の名称は、“駐在事務所”という表現及び仲裁センターの名称を含まなければならない。

第7条 仲裁センターの定款

仲裁センターの定款は、以下の主要な内容からなる：

1. 仲裁センターの名称；仲裁センターの外国名称（もしあれば）；
2. 本部；
3. 活動領域、目標；
4. 活動期間；
5. 仲裁センターの物的基盤及び資金源、財政制度の条件；
6. 仲裁センターの組織の機構、管理制度、再組織、解散、仲裁センター内部の紛争解決機構；
7. 仲裁センターの法定代表者、法的代表者の権利及び義務；

² 本章では、駐在事務所に関連する条項もあるが、章のタイトルに駐在事務所の記載がないことは原文ママである。

8. 仲裁センターの各発起人の名簿；発起人変更方法；仲裁人を除く加入条件；仲裁人の権利及び義務；
9. 書類、資料の保存制度；
10. 定款可決の規定；
11. 仲裁センター規則公表の規定；
12. 法令の規定に適合するその他の内容。

第 8 条 仲裁センターの活動登録

1. 活動登録書類は、以下の書類 1 部である：
 - a) 活動登録申請書；
 - b) 仲裁センター設立許可書の正式な写し³；普通の写しの場合は参照のための原本が添付されなくてはならない；
 - c) 仲裁センターの定款の正式な写し；普通の写しの場合は参照のための原本が添付されなくてはならない；
 - ~~d) 仲裁センターの活動場所証明書の原本又は正式な写し。~~⁴
2. 正式な書類の受領日から 15 日以内に、司法局は仲裁センターに活動登録書を発給する責任を負う。

仲裁センターに活動登録書を発給した日から 7 営業日以内に、司法局は活動登録書の写し 1 部を司法省に送付する。
3. 活動登録書の発給を得た後、仲裁センターは商業仲裁法 26 条の規定に従った設立の公表を実施し、法令の規定に従った印象を作る。

仲裁センターは活動登録書の発給日から活動することができる。

第 9 条 仲裁センターの支店

1. 支店は仲裁センターに附属する部署で、仲裁センターの設立許可書に記載された活動領域に適合する活動を行う。
2. 仲裁センターは支店の活動につき法令の前に責任を負う。仲裁センターは支店長となる仲裁人一人を選出する。

第 10 条 支店の活動登録

1. 支店設立決定の日から 15 営業日以内に、仲裁センターは、支店を設立する地の省、中央直轄市の司法局にて支店の活動登録をしなければならない。

³ 「正式な写し」の原文は *Bản sao có chứng thực* である。権限ある機関から原本と同じ内容であることの証明を受けた写しを意味する。

⁴ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP の 1 条 1 項により、廃止されている。

支店の活動登録書類は以下の書類 1 部である：

- a) 活動登録申請書；
 - b) 仲裁センター設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のための原本が添付されなくてはならない；
 - c) 仲裁センターの支店設立決定の正式な写し；
 - d) 支店長選出に関する仲裁センターの決定の正式な写し；
 - ~~d) 支店の活動場所証明書の原本又は正式な写し。⁵~~
2. 正式な書類の受領日から 10 営業日以内に、司法局は支店に対して活動登録書を発給する責任を負う。
 3. 支店が活動登録書の発給を得た日から 7 営業日以内に、仲裁センターは支店設立について文書で司法省に通知しなければならない。
仲裁センターが本部を置く地の省、中央直轄市以外の場所に支店を設立する場合、支店が活動登録書の発給を得た日から 7 営業日以内に、仲裁センターは司法省と仲裁センターが本部を置く地の司法局に文書で支店設立を通知しなければならない。
 4. 仲裁センターの支店は法令の規定に従った印象を使用することができる。

第 11 条 仲裁センターの設立許可書、活動登録書、支店の活動登録書の内容変更

1. 名称、活動領域に関して変更する必要がある場合、仲裁センターは名称、活動内容変更提議書類を司法省に送付する。変更提議書類は以下の書類 1 部である。
 - a) 設立許可書内容変更申請書；
 - b) 仲裁センターの設立許可書の原本及び変更に関連する書類（もしあれば）
2. 仲裁センターの書類の受領日から 15 営業日以内に、司法省は、変更内容の承認又は不承認を文書で回答する；承認しない場合は、文書に明確に理由を記載しなければならない。
3. 許可書内容変更の承認文書が効力を有した日から 15 営業日以内に、仲裁センターはその活動登録をした地の司法局において変更登録をしなければならない。変更登録をした地の司法局は仲裁センターの活動登録書に変更内容を記載しなければならない。変更内容登録提議書類は、以下の書類 1 部である：

⁵ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/ND-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/ND-CP の 1 条 2 項により、廃止されている。

- a) 活動登録内容変更提議書；
 - b) 活動登録書の原本；
 - c) 仲裁センター設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は、参照のため原本を添付しなければならない。
4. 仲裁センターが法的代表者を変更する、同じ省、中央直轄市内で本部を置く場所を変更する場合、変更の日から 7 営業日以内に、文書で司法省に通知して、仲裁センターが活動登録をした地の司法局に登録内容変更書類を送付しなければならない。変更内容登録提議書類はこの条 3 項の規定に従う。
- 異なる省、中央直轄市に本部の場所を変更する場合、仲裁センターは本部移転につき、活動登録書を発給した司法局に移転通知を送付し、新しく本部を置く地の司法局に活動登録書類を送付する。登録書類はこの議定 8 条が規定する書類である。
5. 支店長の変更、同じ省、中央直轄市内で支店の本部を置く場所の変更をする場合、それら変更決定をした日から 7 営業日以内に、支店はその活動登録をした地の司法局に登録内容変更提議書類を送付する。変更内容提議書類はこの条 3 項の規定に従う。
- 異なる省、中央直轄市に支店本部の場所を変更する場合、仲裁センターの支店はその本部移転につき、活動登録書を発給した司法局に移転通知を送付し、新しく本部を置く地の司法局に活動登録書類を送付する。登録書類はこの議定 10 条が規定する書類である。

第 12 条 設立許可書、活動登録書の再発給

1. 仲裁センター、仲裁センターの支店、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所が設立許可書、活動登録書を紛失、破損、粉砕、焼失又は廃棄した場合、設立許可書、活動登録書を発給した地の権限を有する機関に再発給を受けるために再発給提議書を送付することができる。再発給提議書は以下の書類 1 部である。
- a) 設立許可書、活動登録書再発給提議書；
 - b) 設立許可書、活動登録書紛失に関する、書類を紛失した地の社級の公安の確認書。
2. 司法省は、設立許可書再発給提議書の受領日から 10 営業日以内に設立許可書の再発給を検討する。活動登録書を発給した地の司法局は、再発給提議書類の受領日から 5 営業日以内に再発給を検討する。

第 13 条 仲裁センターの駐在事務所

1. 駐在事務所は仲裁センターの部署であり、仲裁を行う機会の調査、促進のために設立され、仲裁の各活動において仲裁センターを代表する。

2. 仲裁センターは、駐在事務所の活動に関して法令の前に責任を負う。
3. 駐在事務所設立、場所の変更、駐在事務所の長の変更の日から 7 営業日以内に、仲裁センターは駐在事務所設立、場所の変更、駐在事務所の長につき仲裁センターが本部を置く地の司法局及び駐在事務所がある地の司法局に文書で通知しなければならない。

異なる省、中央直轄市に駐在事務所を設立する場合、通知書類は以下の書類 1 部である：

- a) 駐在事務所設立に関する通知；
- b) 仲裁センター設立許可書、仲裁センターの活動登録書の正式な写し；普通の写しの場合は、参照するための原本を添付しなければならない。

第 14 条 仲裁センターの外国で設立する支店、駐在事務所

仲裁センターが支店、駐在事務所を外国に設立することについて、権限を有する外国の機関が許可を与えた日、又は外国の支店、駐在事務所の活動終了の日から 30 日以内に、仲裁センターは司法省、仲裁センターが活動登録をした地の司法局に対してそれらについて文書で通知する。

第 15 条 仲裁センター、仲裁センターの支店の設立許可書、活動登録書の回収

1. 仲裁センターは以下の各場合に設立許可書、活動登録書を回収される：
 - a) 仲裁センターが以前に行政違反処罰されている行為の再犯となる違反行為をする；
 - b) 仲裁センターが定款、設立許可書に記載されているいかなる行為も活動登録書発給の日から 5 年連続で行わない；
 - c) 設立許可書の受領日から 30 日以内に、仲裁センターがその本部を置く地の省、中央直轄市の司法局において活動登録をしない；
 - d) 商事仲裁法が効力を有した日から 12 か月以内に、商事仲裁法に適合するように仲裁センターが定款、仲裁規則を修正、補充しない；
2. 仲裁センターが設立許可書の回収をされる場合に属することを組織、個人が発見した場合は、仲裁センターが本部を置く地の司法局に通知する。司法局は調査、検証をする責任を負う。

仲裁センターが設立許可書回収の場合に属することを発見してから 7 営業日以内に、司法局は設立許可書回収につき文書で司法省に通知し、その中で各証明書類（もしあれば）を添付して明確にその理由を述べなければならない。

3. 司法局の提議文書の受領日から 15 営業日以内に、司法省大臣は仲裁センターの設立許可書の回収を決定しなければならない。設立許可書回収決定が出

された日から 30 日以内に、仲裁センターはその設立許可書を司法省に返還する。

仲裁センターの設立許可書回収決定が効力を有した日から 15 日以内に、仲裁センターは活動登録書を発給した司法局に対して活動登録書を返還する

4. この条 1 項 a 号に違反した仲裁センターの支店は、活動登録書を回収される。設立許可書を回収された仲裁センターの支店は、活動登録をした地の司法局に支店の活動登録書を返還しなければならない。
5. 仲裁センター、支店が法令の規定に従って活動登録書が回収される場合、仲裁センター、支店に活動登録書を発給した地の司法局は、15 営業日以内に活動登録書の回収を実施する。

活動登録書回収決定が効力を有する日、又は行政処罰決定が効力を有する日から 15 営業日以内に、仲裁センター、支店は自らの活動登録書をその登録をした地の司法局に返還しなければならない。

第 16 条 仲裁センターの定款に従った仲裁センター活動終了の手順、手続

1. 商業仲裁法 29 条 1 項 a 号が規定する仲裁センターの定款に従って活動を終了する場合、その 30 日前までに、仲裁センターは活動終了につき文書で司法省及び仲裁センターが活動登録をした地の司法局に通知をしなければならない；日刊の中央紙、又は活動登録をした地の地方紙に、活動終了につき連続 3 回登載しなければならない。

異なる合意がある場合を除き、仲裁センターは債務を完済し、各業務を完了しなければならない。

2. この条 1 項が規定する手続を完了した日から 7 営業日以内に、仲裁センターはその手続完了につき文書で司法省に報告する。

仲裁センターの報告の受領日から 7 営業日以内に、司法省は仲裁センターの活動終了につき決定を下す。仲裁センターは設立許可書を司法省に返還し、活動登録をした地の司法局に活動登録書を返還し、権限を有する機関に印鑑を返還する。

第 17 条 設立許可書が回収される場合の仲裁センター活動終了の手順、手続

1. 商業仲裁法 29 条 1 項 b 号及びこの議定 15 条が規定する設立許可書が回収される場合、その回収決定が下された日から 60 日以内に、異なる合意がある場合を除き、仲裁センターは債務を完済し、各業務を完了しなければならない。
2. 設立許可書の回収決定が下された日から 10 日以内に、仲裁センターは日刊の中央紙、又は活動登録をした地の地方紙に、活動終了につき連続 3 回登載しなければならない。

3. この条 1 項及び 2 項の規定する手続を完了した日から 7 営業日以内に、仲裁センターは手続完了につき文書で司法省及び活動登録をした地の司法局に報告し、権限を有する機関に印鑑を返還しなければならない

第 18 条 仲裁センターの支店、駐在事務所の活動終了

1. 仲裁センターの支店は、以下の各場合において活動を終了する：
 - a) 支店の活動終了に関する仲裁センターの決定に従う；
 - b) 仲裁センターが自ら活動を終了する、又は設立許可書を回収される；
 - c) 法令の規定に従って支店の活動登録書が回収される。
2. 支店の活動終了の 30 日前までに支店を設立した仲裁センターは、支店の活動終了につき、文書で司法省、仲裁センターが本部を置く地の司法局及び支店がある地の司法局に通知しなくてはならない。

異なる合意がある場合を除き、仲裁センターは支店に関する債務を完済し、支店に関する各業務を完了しなければならない。

支店の活動終了の時点から 30 日以内に、仲裁センターは支店が活動登録をした地の司法局に支店の活動登録書を、権限を有する機関に印鑑を返還しなければならない。
3. 駐在事務所は仲裁センターの決定に従って活動を終了する。駐在事務所の活動終了の 10 営業日前までに、仲裁センターは駐在事務所の活動終了につき仲裁センターが本部を置く地の司法局、及び駐在事務所がある地の司法局に通知する。

第 19 条 仲裁人名簿、商業仲裁の組織、活動に関する情報の公表、変更の手順、手続

1. 仲裁センター、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店は、その設立許可書発給を得てから、又は仲裁人名簿の変更がされた時から 15 日以内に、仲裁人名簿を司法省に送付する。

毎月定期的に、司法省は仲裁人名簿を司法省電子情報ポータル上で更新及び公表する。仲裁人名簿の公表は情報提供を目的とし、仲裁人の資格に影響を与えることではない。
2. 仲裁センター、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店は、仲裁人名簿の変更をする場合、変更決定の日から 7 営業日以内に、司法省及び仲裁センター、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店が活動登録をした地の司法局に文書で通知する。
3. 司法省は、司法省電子情報ポータル上で仲裁組織の設立、設立許可書、活動登録書の回収、活動終了及び商業仲裁活動の組織、活動に必要な情報について公表する。

第三章 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立、登録、活動の終了、設立許可書、活動登録書の回収

第 20 条 外国仲裁組織の支店、駐在事務所の名称

1. 外国仲裁組織の支店の名称は「支店」という表現、及び外国仲裁組織の名称を含まなければならない。
2. 外国仲裁組織の駐在事務所の名称は「駐在事務所」という表現、及び外国仲裁組織の名称を含まなければならない。
3. 外国仲裁組織の支店、駐在事務所の名称はこの議定 6 条 1 項、2 項⁶に記載された名称の記載方法に関する規定に適合していることが保証されなければならない。

第 21 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書の発給

1. ベトナムに支店、駐在事務所設立を求める外国仲裁組織は支店、駐在事務所設立提議書類を司法省に送付しなければならない。適式な書類及び費用の受領日から 45 日以内に、司法省は外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書発給を検討する；設立を拒否する場合は文書で通知しなければならない。

外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書は署名された日から効力を有する。

2. 支店設立書類は以下の書類 1 部である：
 - a) 支店設立提議書；
 - ~~b) 権限を有する外国の機関、組織による外国仲裁組織の合法的設立を証明する書類の正式な写し；⁷~~
 - ~~c) 外国仲裁組織の活動に関する案内文書；⁸~~
 - d) 外国仲裁組織の定款の正式な写し；

⁶ ベトナム語原文では「この議定 4 条 1 項、2 項」と記載されているが、それは誤りであると思われる。「この議定 6 条 1 項、2 項」としないと意味が通らない。

⁷ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/ND-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/ND-CP の 1 条 3 項 b 号より、廃止されている。

⁸ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/ND-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/ND-CP の 1 条 3 項 b 号により、廃止されている。

- d) 支店長がベトナムに常駐することを証明する書類⁹。
- ~~e) 支店で勤務することが予定される仲裁人、職員の名簿。¹⁰~~

3. 駐在事務所設立書類は以下の書類 1 部である：

- a) 駐在事務所設立提議書；
 - b) 外国仲裁組織の定款の正式な写し；¹¹
 - c) 外国仲裁組織の活動に関する案内文書；
 - d) 駐在事務所の長を選出する決定の正式な写し；
 - d) 駐在事務所で勤務することが予定される外国人、ベトナム人職員の名簿。
4. ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立提議書はベトナム語で作成されなければならない。提議書に外国語で記載された書類は添付される場合は、ベトナム語に翻訳され、翻訳文はベトナム法令の規定に従って適式化¹²されなければならない。

外国の機関、組織が発給した書類、又は外国で公証、適式化された書類は、ベトナムの法令に従って領事による合法化をしなければならない。但し、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約に従って領事による合法化が免除される場合を除く。

第 22 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店の活動登録、駐在事務所設立の通知

1. 設立許可書発給日から 60 日以内に、外国仲裁組織の支店は本部を置く地における司法局に活動登録をしなければならない。
2. 活動登録書類は以下の書類 1 部である：
 - a) 活動登録申請書；
 - b) ~~支店の住所について証明する書類の原本又は正式な写し¹³~~

⁹ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP の 1 条 3 項 a 号により、修正されている。

¹⁰ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP の 1 条 3 項 b 号により、廃止されている。

¹¹ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP の 1 条 3 項 c 号により、修正されている。

¹² 「適式化」の原文は *được chứng thực* である。

¹³ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/NĐ-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/NĐ-CP の 1 条 4 項により、廃止されている。

- c) 支店設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のための原本が添付されなければならない；
 - d) ~~支店長選出に関する決定の正式な写し~~¹⁴
3. 適式な書類と費用を全て受領した日から 10 営業日以内に、司法局は支店に活動登録書を発給する。支店は活動登録書の発給を得た日から活動できる。支店に活動登録書が発給された日から 7 営業日以内に、司法局は活動登録書の写し 1 部を司法省に送付する。
4. 設立許可書の発給日から 7 営業日以内に、外国仲裁組織の駐在事務所はその設立につき駐在事務所が本部を置く地の司法局に文書で通知をする。通知書類は以下の書類 1 部である：
- a) 駐在事務所設立に関する通知；
 - b) 外国仲裁組織の駐在事務所設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のための原本を添付しなければならない。
5. 支店が活動登録書の発給を受けた日から 30 日以内に、外国仲裁組織の支店は日刊の中央紙、又は活動登録をした地の地方紙に、支店設立につき連続 3 回登載しなければならない。

第 23 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の設立許可書、活動登録書の内容変更

1. ベトナムにおける外国仲裁組織の支店が名称、活動領域を変更する場合、名称、活動領域変更提議書を司法省に送付する。変更提議書は以下の書類 1 部である：
- a) 設立許可書の内容変更提議書；
 - b) ベトナムにおける外国仲裁組織の支店設立許可書の原本及び変更に関連する書類（もしあれば）。
- 変更提議書の受領日から 15 営業日以内に、司法省は検討のうえで承認文書を発出する；拒否する場合は文書で通知する。
2. 外国仲裁組織の支店設立許可書内容変更の承認文書の受領日から 15 営業日以内に、支店は変更について支店がある地の司法局に登録しなければならない。変更内容登録書類は以下の書類 1 部である：
- a) 活動登録書の内容変更提議書；
 - b) 活動登録書の原本；

¹⁴ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/ND-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/ND-CP の 1 条 4 項により、廃止されている。

- c) 外国仲裁組織の支店設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のため原本を添付しなくてはならない。

変更登録をした地の司法局は変更した内容を支店の活動登録書に記載する。

- 3. 外国仲裁組織の支店の支店長、同じ省、中央直轄市内で支店の本部を変更する場合は、変更決定の日から 7 営業日以内に、文書で司法省に通知し、変更内容登録提議書を活動登録した地の司法局に送付しなければならない。変更内容登録書は以下の書類 1 部である：

- a) 活動登録書の内容変更提議書；
- b) 活動登録書の原本；
- c) 外国仲裁組織の支店設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のため原本を添付しなくてはならない。

異なる省、中央直轄市に本部を移転する場合、外国仲裁組織の支店は活動登録書を発給した地の司法局に通知し、新たに本部を置く地の司法局に送活動登録書類を付する。登録提議書はこの議定 22 条の規定に従う。

- 4. ベトナムにおける外国仲裁組織の駐在事務所が駐在事務所の長を変更する場合、同じ省、中央直轄市内で本部を変更する場合、変更決定の日から 7 営業日以内に、文書で司法省及び駐在事務所が本部を置く地の司法局に通知しなければならない。

異なる省、中央直轄市に本部を移転する場合、駐在事務所は本部の旧住所地の司法局、及び新たに本部を置く地の司法局に通知する。新たに本部を置く地の司法局への通知書類は以下の書類 1 部である：

- a) 駐在事務所の住所変更に関する通知；
- b) 駐在事務所設立許可書の正式な写し；普通の写しの場合は参照のため原本を添付する。

第 24 条 外国仲裁組織の支店の設立許可書、活動登録書、駐在事務所の設立許可書の回収

- 1. ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所は以下の場合に、設立許可書、活動登録書を回収される：
 - a) 以前に行政違反処罰されている行為の再犯となる違反行為をする；
 - b) 外国仲裁組織の支店、駐在事務所が設立許可書に記載されているいかなる行為も設立許可書発給の日から 5 年連続で行わない。
- 2. 支店、駐在事務所が設立許可書、活動登録書の回収をされる場合に属することを組織、個人が発見した場合は、支店、駐在事務所が本部を置く地の司法局に通知する。司法局は調査、検証をする責任を負う。

支店、駐在事務所が設立許可書回収の場合に属することを発見してから 7 日営業日以内に、司法局は設立許可書回収につき文書で司法省に提議し、その中で各証明書類（もしあれば）を添付して明確にその理由を述べなければならない。

3. 司法局の提議文書の受領日から 15 営業日以内に、司法省大臣は支店、駐在事務所の設立許可書の回収決定を下す。
4. 司法省が設立許可書回収決定を下した日から 30 日以内に、ベトナムにおける¹⁵外国仲裁組織の支店、駐在事務所はその設立許可書を司法省に返還する。
5. 支店の活動登録をした地の司法局が活動登録書の回収決定を下した日から 15 営業日以内に、外国仲裁組織の支店は自らの活動登録書を司法局に返還しなければならない。

第 25 条 ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の活動終了

1. ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所は、以下の場合に活動を終了する：
 - a) 外国仲裁組織の支店、駐在事務所が外国仲裁組織の決定に従って活動を終了する；
 - b) 支店、駐在事務所を設立した外国仲裁組織が外国における活動を終了した；
 - c) この議定 24 条の規定に従って設立許可書が回収された。
2. この条 1 項 a 項、b 項の規定する支店、駐在事務所の活動終了の場合、活動終了の 30 日前までに支店、駐在事務所は司法省、本部住所を置く地方の司法局に対して文書で通知をしなければならない；この議定 16 条 1 項の規定に従った活動終了に関する登載をしなければならない。

ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所の活動終了通知の受領日から 15 営業日以内に、司法省は支店、駐在事務所の活動終了決定を下す。

活動終了の前に、ベトナムにおける外国仲裁組織の支店、駐在事務所は、異なる合意がある場合を除いた（支店についての）債務の完済、労働契約の整理、業務の完了；司法省への許可書返還；司法局への活動登録書返還；印鑑の発給及び使用登録の権限を有する機関¹⁶への印鑑の返還をしなければならない。

¹⁵ 本項のみならず、ベトナムにおける外国仲裁組織を表す場合、条項によって「ベトナムにおける」「外国仲裁組織」の表現の有無にバラつきがあるのは原文ママである。

¹⁶ 印鑑に関する権限機関の表記が他の条項と異なっているのは原文ママである。

3. 支店、駐在事務所が設立許可書を回収された場合、支店、駐在事務所は活動終了について、異なる合意がある場合を除き、この議定 16 条 1 項の規定に従った登載；（支店についての）債務の完済、労働契約の整理、業務の完了をしなければならない。

司法省の活動終了についての決定、又は許可書の回収による行政違反処罰決定が効力を有した日から 60 日以内に、支店、駐在事務所は既述の各手続を完了して司法省、本部住所を置く地の司法局に活動終了に関して文書による報告；発給権限を有する機関への印鑑の返還をしなければならない。

第四章 施行条項

第 26 条 仲裁廷の緊急暫定措置適用決定の施行

仲裁廷の緊急暫定措置適用決定、緊急暫定措置の変更、補充、取消決定は、裁判所の緊急暫定措置適用決定施行に関する民事判決執行の法令の規定に従って実施される。

第 27 条 接続規定

1. 2011 年 12 月 31 日までに、商業仲裁法が施行効力を有する前に設立された仲裁センターは商業仲裁法の規定に適合するように定款及び仲裁規則を修正、補充しなければならない。定款の修正、補充は司法省に承認されなければならない。

定款の修正、補充の承認申請書類は以下の書類 1 部である：

- a) 定款の修正、補充の承認申請書；
 - b) 仲裁センターの設立許可書、又は仲裁センターの定款承認決定の正式な写し；普通の写しの場合は参照のために原本を添付しなければならない；
 - c) 修正、補充した定款の草案。
2. 適式な書類の受領日から 30 日以内に、司法省は仲裁センターの定款の修正、補充の承認を決定する。

第 28 条 施行効力

1. この議定は 2011 年 9 月 20 日から施行効力を有する¹⁷。

2004 年 1 月 15 日付けの商業仲裁に関する国会常務委員会令の条項の施行の詳細を規定する政府の議定 25/2004/ND-CP はこの議定が効力を有する日から施行効力を失う。

¹⁷ 2011 年 7 月 28 日付けの商事仲裁法の詳細な規定及び施行案内をする議定 63/2011/ND-CP の規定を修正、補充する 2018 年 9 月 19 日付けの議定 124/2018/ND-CP は、その発行日である 2018 年 9 月 19 日から施行効力を有する（同議定 3 条）。

本稿は2020年5月4日時点での仮和訳であり、今後の変更がありうる。

仮和訳者 弁護士 塚原 正典

2. 各大臣、省同格機関の長、政府に属する機関の長、各省、中央直轄市の人民委員会（注）の主席はこの議定の施行に責任を負う。

政府を代表して

首相

グエン・タン・ズン